

2 保全利用協定の仕組み

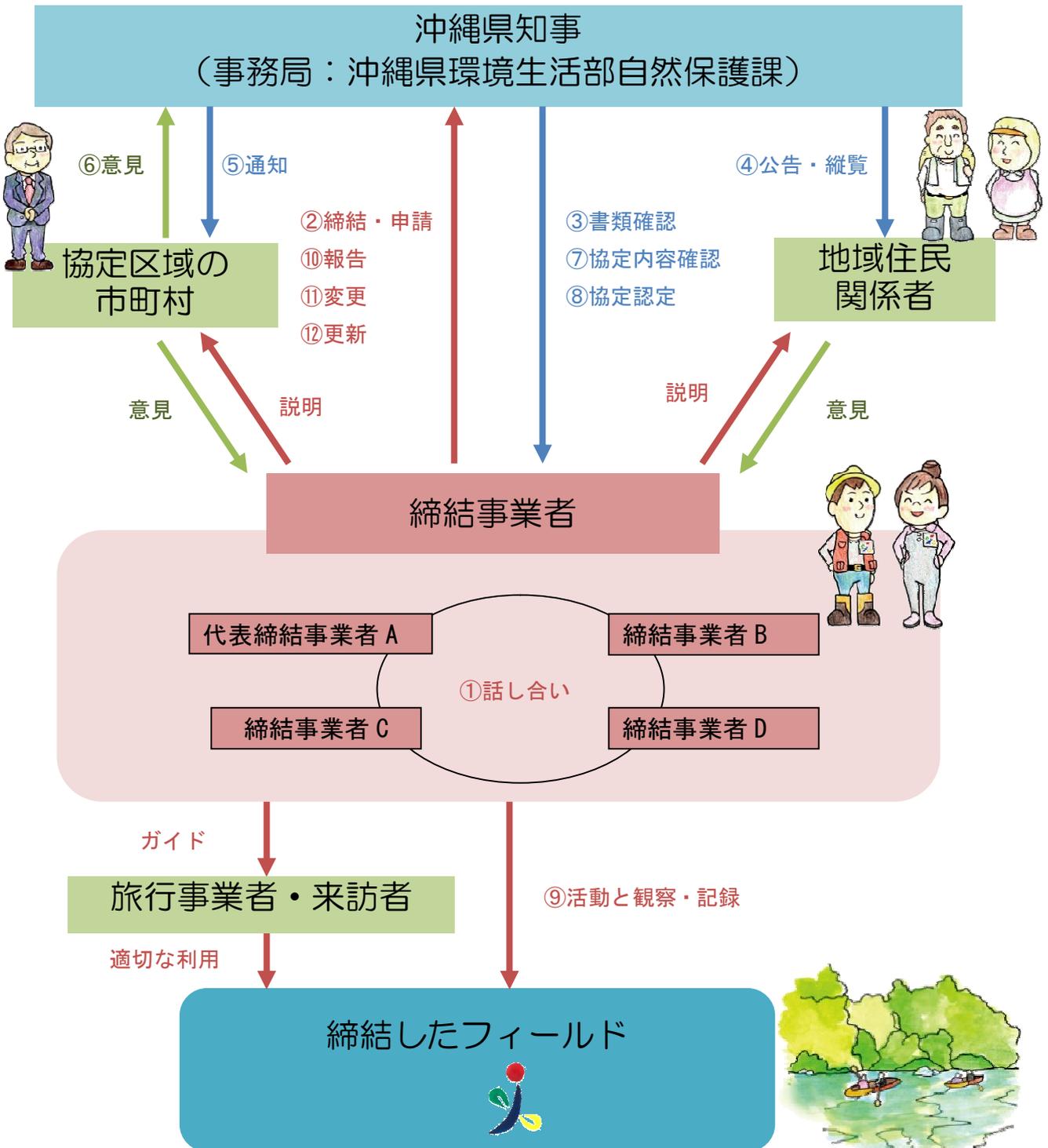


保全利用協定の仕組み

保全利用協定はフィールドを大切にすることを

地域の人々に理解してもらい沖縄県に認めてもらう仕組み

<保全利用協定の仕組み>



注) 表中の①～⑫の番号は手続きの手順を示します。(p14 参照)

保全利用協定の仕組みにおける「事業者」の範囲

ここでいう事業者とは、「沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者」と定義されます。環境保全型自然体験活動の形態として、次のようなものが挙げられます。また、少人数（1～8名程度）を対象とした活動を行う事業者に限定するものではなく、一般・学校団体を扱う事業者も含まれます。

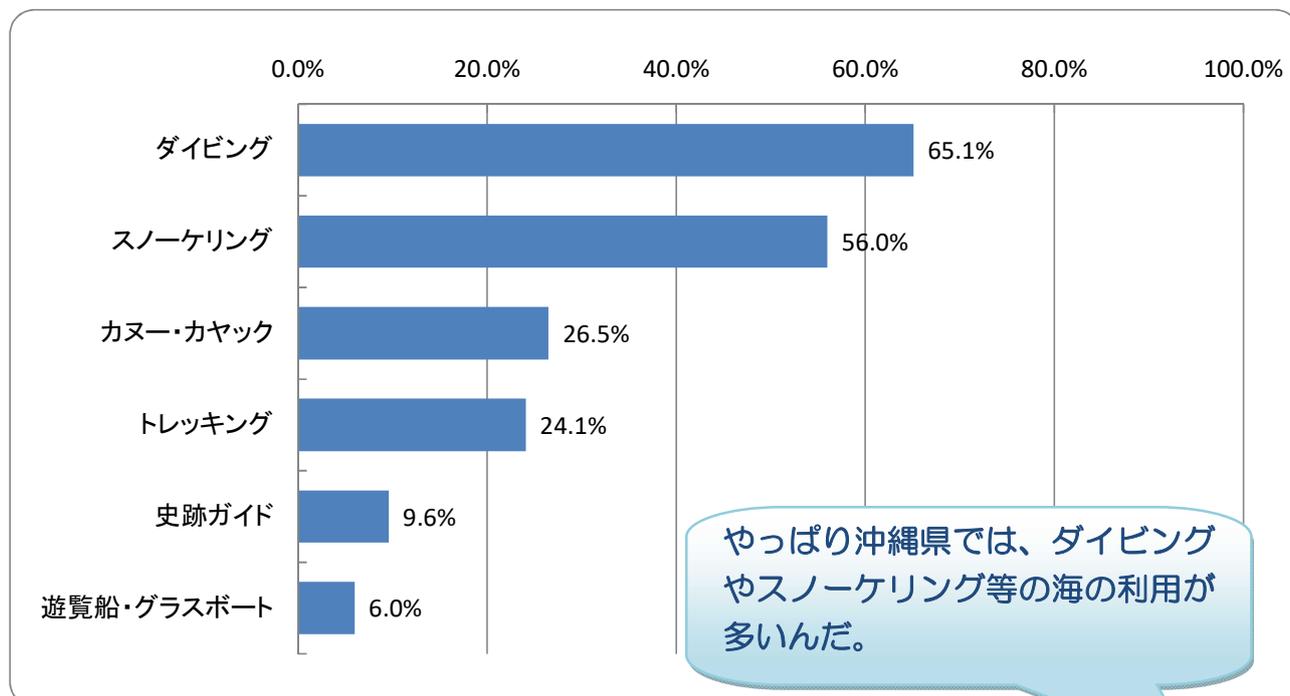
- 野生の動植物の観察
 - 地形・地質など自然景観の鑑賞
 - シーカヤック、スキューバダイビング等による自然探訪
 - 自然体験を通じた環境教育、学習
 - 地域の自然に密着した文化や暮らしの体験学習
- 等

※活動は引率や案内をする者の存在が前提であり、機材や道具の貸し出しのみを行うもの（レンタルカヌー等）は含まれません

沖縄県における事業者の事業内容

<事業者へのアンケート調査結果>

Q.事業内容をお知らせください。[複数回答可]



<その他>

- ・ホエールウォッチング
- ・生物観察、自然観察、体験学習、環境教育
- ・文化体験

等



フィールドを利用する「事業者」の把握

保全利用協定は、**協定区域を使用する事業者数の過半数が締結することで有効**となります。協定を作成する段階で、**日ごろの観察やヒアリングを通して、可能な限り事業者数の実態を把握し、全体数としてください。**

また、協定を締結する段階で、連絡先の分かる事業者全てに呼びかけを行ってください。

現段階では、事業者数は参考フォームN○1「協定区域の概要と利用現況」(p61)における自己申告が原則となります。但し、確認段階で沖縄県知事(事務局)が事業者や地域住民、地元行政等を対象としたヒアリングを行い、事業者数を調査することがあります。



保全利用協定の手続き

ここでは、保全利用協定の締結・認定に係る一連の流れについて、以下の①～⑫の手順を追って示しています。

申請書類は添付のフォームを使用することで作成することができます（手続きと使用フォームの早見表（p45））。申請書類の受領や関係機関、専門家等との連絡調整は、沖縄県知事（事務局）が担います。

保全利用協定に係る手続きを進めていくにあたって、質問等がありましたら下記までご連絡ください。

なお、申請から認定までは概ね2ヶ月程度かかります。

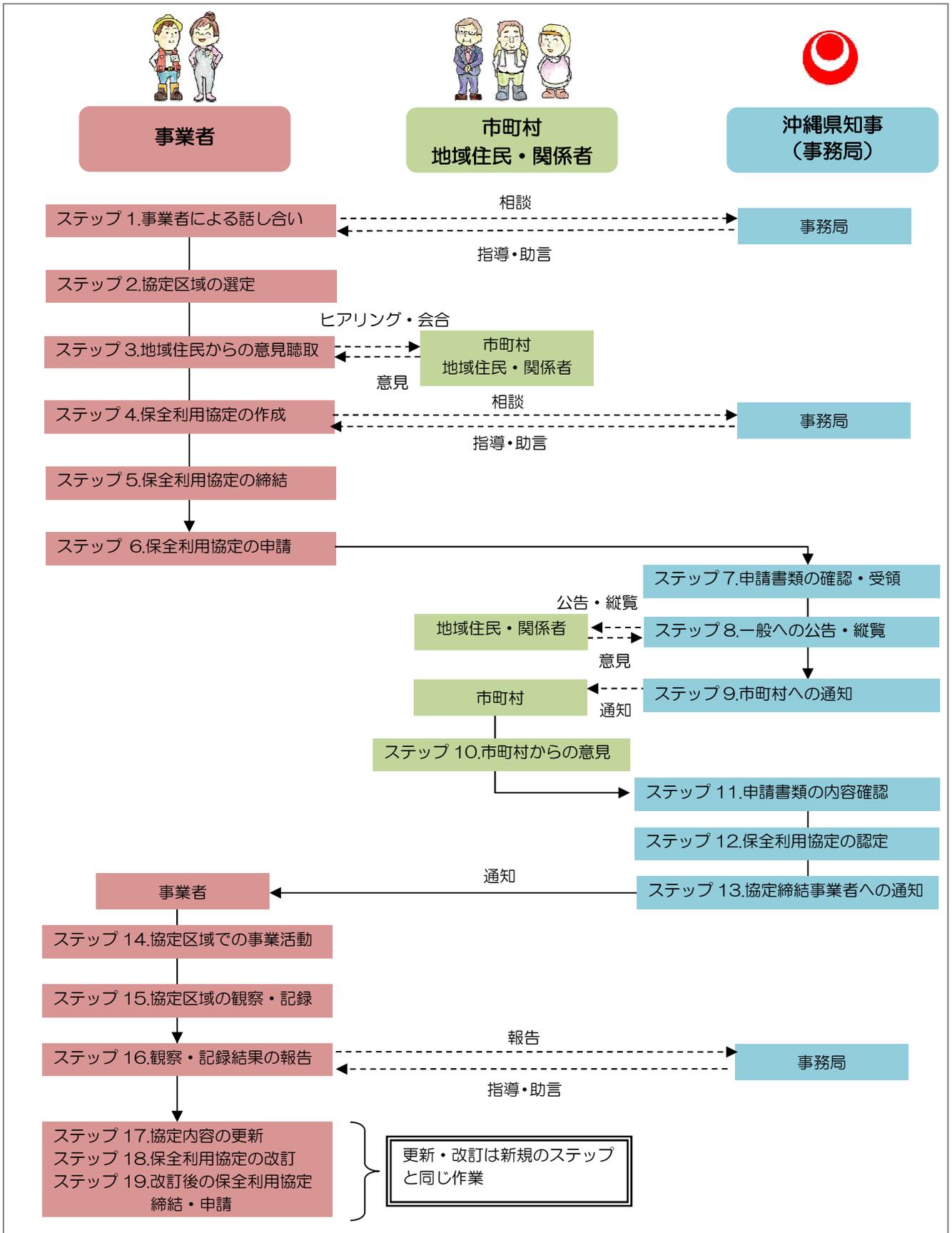
<保全利用協定に必要な手続きの対応表>

手続き	ステップ	ページ	実施者
①協定締結に向けた話し合い	ステップ 1～4	p16	事業者
②保全利用協定の締結・申請	ステップ 5～6	p19	
③申請書類確認・受領	ステップ 7	p20	事務局
④一般への公告・縦覧	ステップ 8	p20	
⑤市町村への通知	ステップ 9	p21	
⑥市町村からの意見	ステップ 10	p21	市町村
⑦沖縄県知事（事務局）による内容確認	ステップ 11	p22	事務局
⑧協定への沖縄県知事認定	ステップ 12～13	p22	
⑨事業活動と協定区域の観察・記録	ステップ 14～15	p23	事業者
⑩結果の報告	ステップ 16	p23	
⑪協定内容の変更	ステップ 17	p25	
⑫期間満了による協定の更新	ステップ 18～19	p26	

注) 表中のステップの詳細は「保全利用協定に必要な手続きの流れ」 p 15 に示す。

保全利用協定の手続きの流れ

＜保全利用協定に必要な手続きの流れ＞



①協定締結に向けた話し合い

ステップ1 事業者による話し合い

＜実施者＞
事業者

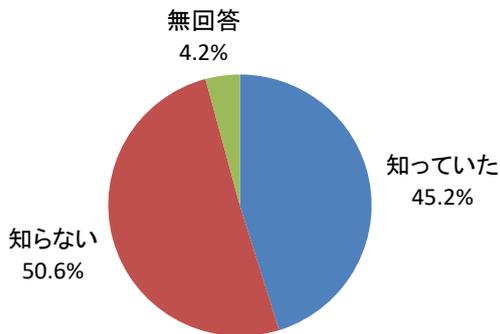
同じフィールドを使用している事業者の集まりを開き、保全利用協定について理解を得ましょう。その際には、**資料編 p79,80 の保全利用協定の「リーフレット(事業者用)」**を積極的に活用して頂ければと考えます。その後、プログラムの内容や受入人数等について、お互いに情報を開示しましょう。はじめから全ての事業者が集まるのが難しいければ、他事業者の把握と参加の呼びかけをできるだけ続けてください。

事業者が1つしか存在しない場合でも、単独で協定を作成・申請することができます。

分からないことがある場合、事務局へ連絡すれば、認定までの具体的な流れや方法を確認、相談することもできます。

＜事業者へのアンケート調査結果＞

Q.沖縄県の保全利用協定制度を知っていましたか？



保全利用協定について、まだ知らない事業者が多い状況にあるんだ。
リーフレットを活用しよう！



「リーフレット(事業者用)」

ステップ2

＜実施者＞
事業者

協定区域の設定

保全利用協定を締結しようとする区域の範囲を設定しましょう。その際、プログラムによる影響が及ぶと考えられる範囲までを含めてください。また、その**区域がどのような地域指定を受けているかを確認**してください。地域指定は、資料編 p83 に掲載しているので参考にしてください。

ステップ3

＜実施者＞
事業者

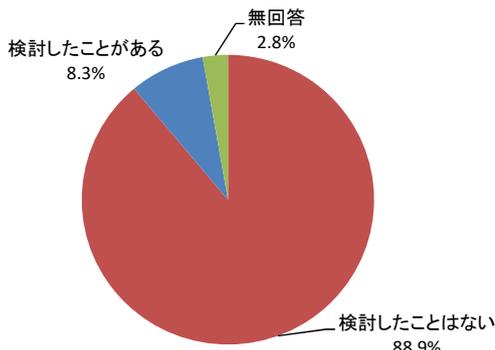
地域住民・関係者からの意見聴取

協定区域が含まれる地域の住民や関係者の意見を、ヒアリングや会合を通して把握してください。土地所有者・管理者・権利者については、原則として保全利用協定への「同意」が必要となります。地元住民・関係者の保全利用協定の理解を得るために、資料編 p81,82 の「リーフレット(市町村関係部署用)」を積極的に活用してください。



＜市町村へのアンケート調査結果＞

Q.沖縄県の保全利用協定制度への対応を検討したことがありますか？



＜実際の締結事業者の声＞

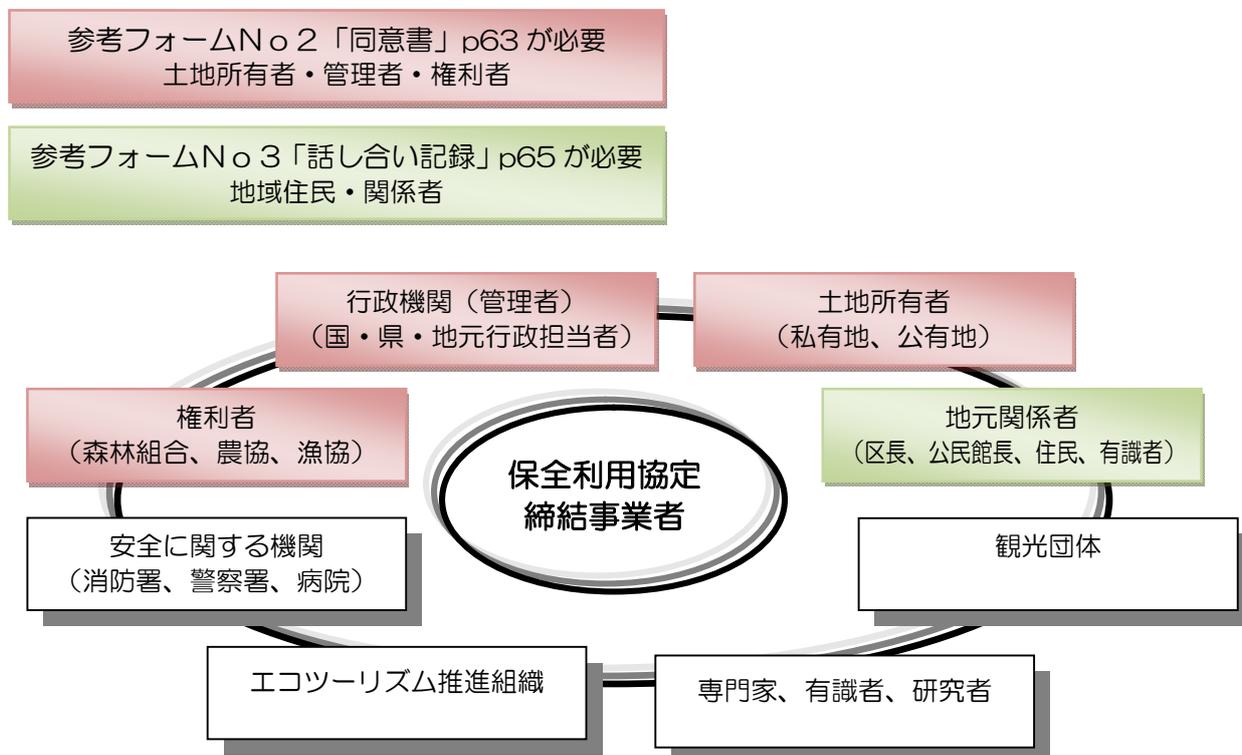
最初、市町村が保全利用協定制度を知らなかったため、制度を理解してもらうことに苦労したなあ。



「リーフレット（市町村関係部署用）」

ポイント「地域住民・関係者って誰？」

保全利用協定の作成にあたって、「地域住民・関係者の意見を踏まえる」ことが求められています。自然環境、安全管理、地域住民の生活文化といった分野に関連する以下のような機関・人に、必要に応じて連絡するとよいでしょう。



<所有者・管理者・権利者についての問い合わせ先例>

- 市役所、町役場、村役場（土地所有関係担当部署等）
- 沖縄県（土木建築部、農林水産部、環境生活部等 詳細は p83 庁内主管課参照）
- 那覇地方法務局（登記部門等）
- 等

<所有者・管理者・権利者の参考資料>

- 土地利用規制現況図（資料編 p83 参照）
- 漁業権図

<http://www.pref.okinawa.jp/suisan/soshiki-kannri.html>

等

沖縄県漁業権の免許

検索



誰にどのように連絡をとればよいか分からない場合は、事務局にご相談ください。国や沖縄県の関係機関との調整については、事務局が行う場合があります。

ステップ4

保全利用協定の作成

＜実施者＞
事業者

地域指定状況と地域住民・関係者等の意見を踏まえて、保全利用協定を作成してください。

ポイント「沖縄県知事(事務局)が行う内容確認の基準」

- ア) 協定区域を使用する事業者の過半数が締結していること
- イ) 関係省庁や沖縄県、市町村の法定制度や計画に反する内容でないこと
- ウ) 協定区域の地域住民・関係者の意見を踏まえたものであること
- エ) 原則として協定区域の土地所有者・管理者・権利者の同意が得られていること
- オ) 非協定締結事業者を不当に排除するものでないこと
- カ) 協定に違反した事業者に対する罰則が不当に重いものでないこと（過度な反則金を課したり、必要以上に活動の停止を命じるなど）
- キ) 協定区域を含む市町村長等から聴取した意見により、協定が妥当であると判断されること

「法定制度や計画に反する内容でないこと」というのは、例えば、法律や計画等で自然環境の厳正な維持を図る区域である場合、動植物の採取等の活動はできないということか。
(法定制度や計画の詳細は自然環境マップ p96 参照)



②保全利用協定の締結・申請

ステップ5

保全利用協定の締結

＜実施者＞
事業者

作成した協定を事業者間で締結してください(申請フォームNo1「保全利用協定締結事業者一覧」(p49)に記名・捺印)。協定区域を使用する事業者数の過半数が締結したものが有効となります。有効期間は2年～5年としてください。

ステップ6

保全利用協定の申請

＜実施者＞
事業者

締結した協定を沖縄県知事(事務局)宛てに郵送してください(ファックス、Eメールは不可)。沖縄県知事(事務局)が協定を受取った段階で申請が完了となります。

【申請書類】共通フォーム(p47)、申請フォーム No1～4(p49, 51, 53, 55, 57, 59)、参考フォーム No1～3(p61, 63, 65)、協定区域を表す地図

③申請書類確認・受領

ステップ7

<実施者>
事務局

申請書類確認・受領

沖縄県知事（事務局）は受け付けた申請書（保全利用協定及び添付資料）の書類確認をし、記入漏れや記入ミスなどの不備がなければ受領します。不備がある申請書類は、その理由を明示したうえで申請者に差し戻されます。

④一般への公告・縦覧

ステップ8

<実施者>
事務局

一般への公告・縦覧

沖縄県知事（事務局）による書類確認が完了した後、申請された保全利用協定は速やかに公告・縦覧（2週間）が行われます。意見がある人は、その意見を沖縄県知事（事務局）に提出することができます。提出された意見は、沖縄県知事（事務局）での内容確認の際に認定の是非を検討する材料になります。その際に、沖縄県知事（事務局）による調査（申請者や関係者へのヒアリング等）を行うことがあります。

- 1、公 告：公報（県ホームページ掲載あり）、掲示その他の方法で行う
- 2、縦覧場所：①沖縄県ホームページ
②沖縄県環境部自然保護課
③協定区域が含まれる市町村担当課
- 3、縦覧期間：2週間
- 4、意見提出：保全利用協定に意見のある場合は、意見の内容を記載した書面に「①氏名又は名称 ②住所 ③連絡先 ④年齢 ⑤性別」を添えて提出することになります。意見の提出期間は、縦覧期間及びその翌日から起算して2週間を経過する日までの間（合計4週間）です。
- 5、方 法：郵便、ファックス、Eメール

なお、協定区域を含む地域と、縦覧場所である市町村担当課が地理的に離れているなどの場合は、役場支所や公民館などで縦覧が行われる場合があります。

⑤市町村への通知

ステップ9

<実施者>
事務局

市町村への通知

沖縄県知事（事務局）は申請書類を受領した旨を、協定区域を含む市町村長へ通知し、同時に申請書類の控え1部を郵送します。

⑥市町村からの意見

ステップ10

<実施者>
市町村

市町村からの意見

市町村長は、保全利用協定の内容を、主に地域住民の生活との関係、土地所有者・管理者との関係、地域資源の保全の観点から確認し、その妥当性についての意見書を沖縄県知事（事務局）へ送ります。

なお、協定区域が複数の市町村にまたがる場合は、沖縄県知事（事務局）はその全てに通知し、意見の聴取を行うこととなります。



⑦沖縄県知事（事務局）による内容確認

ステップ 11

＜実施者＞
事務局

申請書類の内容確認

公告・縦覧による一般からの意見聴取、市町村長からの意見聴取が完了した保全利用協定は、沖縄県知事（事務局）による内容確認が行われます（2週間以内）。

なお、協定内容の妥当性を判断する上で関係機関の意見を聴く必要がある場合は、沖縄県知事（事務局）が連絡し、協力を依頼することになります。

⑧協定への沖縄県知事認定

ステップ 12

＜実施者＞
事務局

保全利用協定の認定

沖縄県知事（事務局）の内容確認が完了し、最終的に協定の妥当性が認められた場合、沖縄県知事の認定が与えられます。

認定が与えられなかった協定については、その理由を明示したうえで申請者に通知します。

ステップ 13

＜実施者＞
事務局

協定締結事業者への通知

沖縄県知事の認定を受けた保全利用協定について、沖縄県知事（事務局）はその旨を文書の発送をもって代表締結事業者に通知します。沖縄県知事（事務局）は、同時に沖縄県の公式ホームページ上で協定区域及び保全利用協定、締結事業者を公表します。

⑨事業活動と協定区域の観察・記録

ステップ14

＜実施者＞
事業者

協定区域での事業活動

協定締結事業者は、**協定区域で保全利用協定に基づいた活動を展開**してください。その際には、なるべく協定締結事業者であることを示す証明証（沖縄県知事より交付）を身につけてください（複数のフィールドで活動する事業者の場合、協定を締結した区域以外のフィールドで証明証を使用することはできません）。



ステップ15

＜実施者＞
事業者

協定区域の観察・記録

協定締結事業者間で協力・分担して、**申請した方法(申請フォームNo4「運用上の取り決め」(p59))によりフィールドの観察・記録**を行ってください(例:「協定区域のフィールド観察記録」(p73))。また、ツアー等で案内した年間の利用者数も記録してください。(例:「協定区域の利用状況記録」(p75))。清掃等の保全活動は、協定締結事業者の可能な範囲で行ってください。

※詳細は「3 協定区域の観察・記録」p27 参照

⑩結果の報告

ステップ16

＜実施者＞
事業者

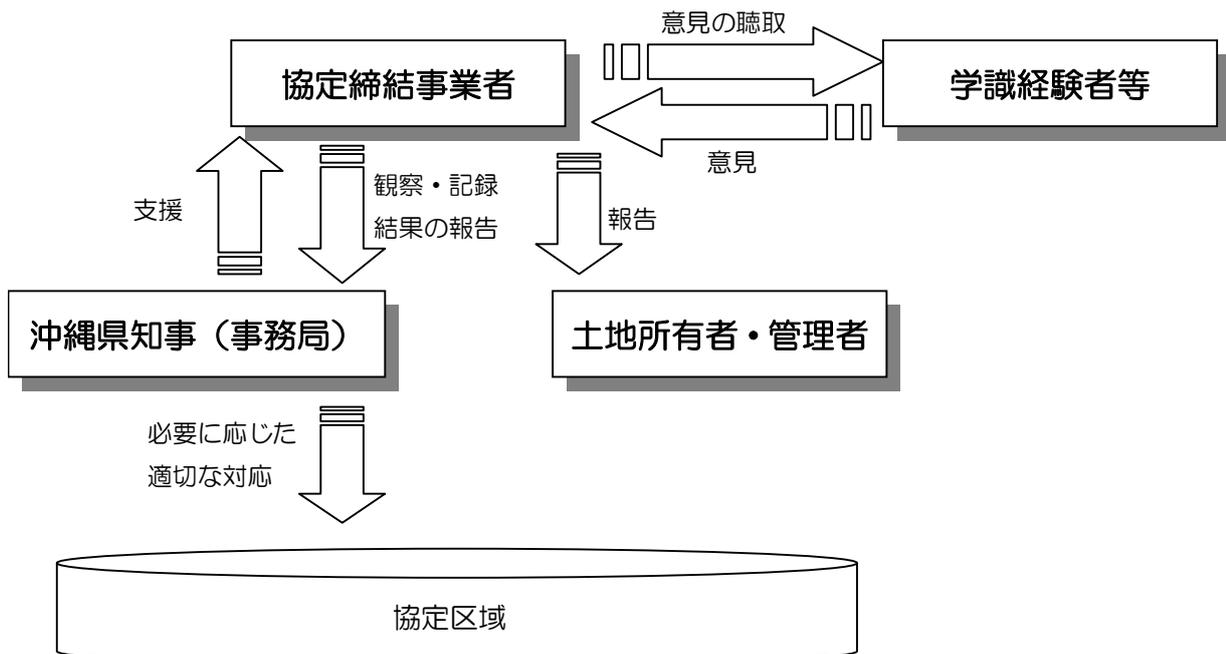
観察・記録結果の報告

協定締結事業者は、**協定区域の観察・記録結果を知事に報告**します。報告は、①年に1回行うもの（定期報告）、②特に環境保全上、安全上問題があると協定締結事業者が判断した場合に、必要に応じて行うもの（随時報告）の2通りに分けられます。報告を受けた沖縄県知事（事務局）は、必要に応じて適切な対応を行います。

- 【定期報告】 毎年3月1日～15日（必着）の期間に、当該年度の観察・記録結果を沖縄県知事（事務局）に郵送してください。
- 【随時報告】 問題があるとされる場所が示された地図、及び状況が分かる写真、説明文書を沖縄県知事（事務局）に郵送してください（随時受付）。

ポイント「協定区域の環境保全の仕組みは？」

協定区域の自然環境等は、協定締結事業者によって継続的に観察・記録が行われ、必要に応じて沖縄県知事（事務局）が適切な対応をします。



<実際の締結事業者の声>

集会等を通じて役場や漁業協同組合へ報告しているんだ。それによって地域との信頼関係が構築できたと思う！



<集会のイメージ>



環境保全型自然体験活動が上手くいっている北海道知床や東京都御蔵島では、行政、事業者等といった関係者が話し合う場があり、それが重要なんだ。

⑪協定内容の変更

ステップ17

協定内容の変更

＜実施者＞
事業者

有効期間内であっても、表中のア)～エ)に該当する場合には内容変更の手続きが必要になります。

ア) 代表事業者及び代表者、連絡先が変更になった場合

イ) 協定締結事業者に変更があった場合

ウ) 協定内容が変更になった場合

エ) 協定区域が変更になった場合

＜協定内容の変更に必要な手続き＞

内容変更の手続きの種類	申請に必要なフォーム	事務局等の対応
ア) 代表事業者及び代表者、連絡先が変更になった場合	共通フォーム(p47)	沖縄県知事(事務局)で変更手続きを行い、完了した旨を代表者に郵送で連絡をします。
イ) 協定締結事業者に変更があった場合	共通フォーム(p47)、申請フォームNo1(p49)	申請時と同じ手続き(市町村への通知、沖縄県知事(事務局)での検討、一般への公告・縦覧)が行われます。その間は事業活動を継続することができます。
ウ) 協定内容が変更になった場合	共通フォーム(p47)、申請フォームNo2～No4(p51, 53, 55, 57, 59)	
エ) 協定区域が変更になった場合	共通フォーム(p47)、協定区域を表す地図	

※1.以下の場合は沖縄県知事(事務局)より代表締結事業者宛てに変更手続きの指示を文書で行います。

- ・地域住民や土地所有者・管理者から協定内容変更の依頼があり、沖縄県知事(事務局)が妥当と判断した場合
- ・自然環境や安全管理、地域住民の生活・伝統文化に関して、沖縄県知事(事務局)が協定内容の変更が必要と判断した場合
- ・協定内容に関わる法定制度や計画に変更が発生した場合

※2.提出にあたっては、①変更があった理由と内容を簡潔に示す文書(書式自由)、②ア)～エ)の()内に記されたフォームに変更後の内容を記載したものを沖縄県知事(事務局)宛てに郵送してください(変更があった日から2週間以内)。

⑫期間満了による協定の更新

ステップ 18

＜実施者＞
事業者

保全利用協定の改訂

期間中の協定区域の観察・記録結果や地域住民・関係者等の意見を踏まえて、保全利用協定を改訂してください。**協定作成のプロセスは新規申請の場合と同様**です。

ステップ 19

＜実施者＞
事業者

改訂後の保全利用協定締結・申請

保全利用協定（改訂後）の締結・申請以後の流れは、「ステップ5」以降に記された通りです。沖縄県知事（事務局）より認定の通知が届くまでの間は、協定締結事業者として事業活動を継続することができます。なお、協定の更新手続きの受け付け期間は、**満了日の2ヶ月前～1ヶ月前**です。

【申請書類】共通フォーム(p47)、申請フォーム No1～4 (p49, 51, 53, 55, 57, 59)、参考フォーム No1～3 (p61, 63, 65)、報告フォーム(p67, 69, 71, 73, 75)、協定区域を表す地図

認定の取り消しについて

以下のア)～オ)のいずれかに当てはまった場合、まず沖縄県知事（事務局）からの指導・勧告がなされます。その後、改善が見られなかった場合は、有効期間内であっても、認定が取り消されます。この場合、沖縄県知事（事務局）は認定取り消しの旨と理由を明示した書面を、代表事業者宛てに送付します。また、認定取り消しがあった場合は、ホームページ上で告知することとします。

- ア) 申請内容に虚偽があった場合
- イ) 必要な変更手続きが行われなかった場合
- ウ) 協定区域内での活動により、自然環境等に重大な悪影響が発生した場合
- エ) 申請した時点での協定内容に変更が生じ、認定基準を満たさなくなった場合
- オ) その他、沖縄県知事（事務局）が認定を取り消す必要があると判断した場合（影響調査の受入拒否等）